

令和6年6月市議会定例会議

総務常任委員会資料

(議案第80号)

福島市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定の件

P 2

【男女共同参画センター】

総務部

(議案第80号)

福島市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の視点に立った多様性の理解をさらに推進するための改正を行う。

2 条例改正の概要

条例の基本理念に性の多様性の尊重を規定することにより、多様性を認め合い、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すもの。

3 条例の施行予定日

令和6年7月1日から施行

○福島市男女共同参画推進条例 新旧対照表

区分	改正後	改正前
前文	少子高齢化の進展、 <u>多様性理解の増進</u> すべての市民が、 <u>性の多様性を尊重しつつ</u>	少子高齢化の進展、 すべての市民が、
(定義) 第2条	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>性の多様性 性的指向(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表わすことをいう。)及び性自認(自己の性別についての認識をいう。)が多様であることをいう。</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略)
(基本理念) 第3条	第3条 (略) 2～5 (略) 6 <u>男女共同参画の推進は、性の多様性が尊重されることを旨として、行わなければならない。</u> 7 (略)	第3条 (略) 2～5 (略) 6 (略)
(委任) 第16条	第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長が別に定める。</u>	第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則で定める。</u>